

# 新居浜工業高等専門学校寮生会会則

昭和 58 年 3 月 9 日規則第 1 号

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、新居浜工業高等専門学校寮生会と称する。

第 2 条 本会は、学校の指導のもとに寮生の自治協力によつて、寮生活が円滑、有意義に営まれることを目的とする。

第 3 条 本会は、新居浜工業高等専門学校の全寮生をもつて組織する。

## 第 2 章 機 関

第 4 条 本会の機関は、次のとおりとする。

- (1) 寮生大会
- (2) 執行部会
  - ア 風紀委員会
  - イ 文化委員会
  - ウ 体育委員会
  - エ 生活委員会
  - オ 環境衛生委員会
- (3) 指導寮生会
- (4) 会計監査
- (5) 選挙管理委員会

第 5 条 前条に定める各機関の会議は、その構成員の 3 分の 2 以上の出席をもつて成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

### 第 1 節 寮生大会

第 6 条 寮生大会は、本会の最高議決機関である。

第 7 条 定期寮生大会は、年 2 回開催する。

第 8 条 前条に定める定期寮生大会の外、次の場合には、臨時寮生大会を開くことができる。

- (1) 全寮生の 3 分の 1 以上が必要と認めたとき。
- (2) 寮生会会長が必要と認めたとき。

第 9 条 寮生大会は、寮生会会長が招集し、議題等について 5 日前までに告示しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第 10 条 寮生大会は、次の事項について審議議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 事業報告
- (4) 役員承認

- (5) 監査報告
- (6) その他の重要事項

第11条 寮生大会においては、議長、副議長を各1名選出し、別に書記を置く。書記は、執行部会の書記がこれに当たる。

#### 第2節 執行部会

第12条 寮生会を円滑に運営するため執行部会を置く。

2 執行部会は、寮生大会において決議された事項について執行する。

第13条 執行部会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 寮生会会長 1名
- (2) 寮生会副会長 2名
- (3) 指導寮生会会長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 専門委員会委員長 5名
- (7) 専門委員会副委員長 5名

2 寮生会会長及び寮生会副会長は、立候補制とし、全寮生の直接選挙により寮生会会長1名、寮生会副会長を2名選出する。ただし、立候補者がいない場合若しくは定員に満たない場合は、その不足する定員については寮生の互選による。任期は、1か年とする。

3 指導寮生会会長の任期及び選出方法については、第22条及び第24条に定める。

4 書記及び会計については、寮生会会長が指名し、それぞれ所掌事務を処理する。任期は、1か年とする。

5 専門委員会委員長の決定方法及び任期は、第16条に定める。

第14条 執行部会は、必要の都度寮生会会長が招集し、その議長となる。

2 寮生会会長に事故あるときは、寮生会副会長がこれを代行する。

第15条 本部会の業務を処理するため、次の専門委員会を置く。

- (1) 風紀委員会
- (2) 文化委員会
- (3) 体育委員会
- (4) 生活委員会
- (5) 環境衛生委員会

第16条 各専門委員会委員長は、寮生会会長が指名する。任期は、1か年とする。

2 各専門委員会副委員長及び委員は、各専門委員会委員長が指名する。任期は、1か年とする。

3 各専門委員会委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 風紀委員会委員 10名

- (2) 文化委員会委員 9 名
- (3) 体育委員会委員 10 名
- (4) 生活委員会委員 12 名
- (5) 環境衛生委員会委員 22 名 (各階 1 名)

第 17 条 風紀委員会は、寮生の日常生活の規律、秩序の維持、礼儀、服装等の風紀に関する業務を行う。

第 18 条 文化委員会は、寮生の文化、運営等に関する業務を行う。

第 18 条の 2 体育委員会は、寮生の体育行事の企画、運営等に関する業務を行う。

第 19 条 生活委員会は、寮生の協同課業等の企画、運営に関する業務を行う。

第 20 条 環境衛生委員会は、寮内外の清掃及び寮生の保健衛生等に関する業務を行う。

### 第 3 節 指導寮生会

第 21 条 寮生の指導に当たるため、指導寮生及び指導寮生補佐で構成する指導寮生会を置く。

第 22 条 指導寮生は、校長が指名し、任期は、1 か年とする。

第 23 条 指導寮生補佐は、寮務委員会の推薦により寮務主事が指名する。任期は、1 か年とする。

第 24 条 指導寮生会に会長を置き、指導寮生の互選により選出する。

第 25 条 指導寮生会は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

### 第 4 節 会計監査

第 26 条 本会の会計について監査するため会計監査を置く。

2 会計監査は、立候補制とし、全寮生の直接選挙により 3 名選出する。ただし、立候補者がいない場合若しくは定員に満たない場合は、その不足する定員については、寮生の互選による。任期は、1 か年とする。

第 27 条 会計監査は、年 1 回行う。ただし、必要と認めた場合は、臨時に行うことがある。

### 第 5 節 選挙管理委員会

第 28 条 選挙管理委員会は、寮生会会長、寮生会副会長及び会計監査の選挙について統轄管理する。

第 29 条 選挙管理委員会は、各階から選出された委員（各階 1 名）をもつて構成する。任期は、会務終了までとする。

第 30 条 選挙管理委員会の委員長及び副委員長（1 名）は、委員の互選により選出する。

## 第 3 章 会 計

第 31 条 本会の経費は、会費、寄附金その他をもつてこれに充てる。

第 32 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 33 条 本会の会費は、年額 5,000 円とし、4 月、10 月の 2 期に分納するものとする。

#### 第4章 雑 則

第34条 本会則の改正は、寮生大会において3分の2以上の賛成を得た上、校長の承認を得なければならない。

##### 附 則

- 1 この会則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和40年4月1日制定の「新居浜工業高等専門学校向陽寮寮生会会則」及び「新居浜工業高等専門学校雄風寮寮生会会則」は、廃止する。

##### 附 則

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

##### 附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。